

和水経第299号
平成26年2月20日
(2014年)

業者各位

和歌山市水道局経営管理部水道経理課長

入札条件の改正について（お知らせ）

平成26年4月1日以降に締結する契約（平成26年度予算の支出負担行為に係るもの）のうち水道経理課所管の調達契約等（※）の入札の取扱いについて、一部改正しましたのでお知らせします。

1 改正の趣旨

競争入札における効率的な契約手続きを図るため、入札参加者が1人の場合における入札を有効とします。ただし、指名競争入札において、1回目の入札参加者が1人の場合は、従来どおり入札を取りやめることとします。

2 「入札条件」新旧対照表

新	旧
(入札の取りやめ等) 第6条 <u>指名競争入札において入札参加者が1人の場合には、入札を取りやめる。</u>	(入札の取りやめ等) 第6条 入札参加者が1人の場合には、入札を取りやめる。
(再度の入札) 第12条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに当該入札への参加者をもって再度の入札を実施する。この場合において、再度の入札は2回以内とする。	(再度の入札) 第12条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに当該入札への参加者をもって再度の入札を実施する。この場合において、再度の入札は2回以内とする。 <u>ただし、再度の入札への参加者が1人になった場合は、当該入札を打ち切る。</u>

※調達契約等とは、物品の製造若しくは修理の請負又は買入れ及び役務（建設工事に係る調査、測量、設計、監理等に関するものを除く。）の調達並びに不用品の売払いに係る契約を指します。

別紙（第2条関係）

入札条件

（目的）

第1条 和歌山市水道局経営管理部水道経理課所管の契約に係る指名競争入札及び一般競争入札（競争入札参加資格を開札前に確認する事前審査型制限付き一般競争入札をいう。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法、地方自治法施行令、和歌山市公営企業契約規程その他法令に定めるもののほか、この条件の定めるところによるものとする。

（入札保証金）

第2条 入札保証金は、和歌山市公営企業契約規程第2条第2号の規定により不納付とする。

（入札等）

第3条 入札書は、本市水道局の指定様式により入札に付する事項ごとに作成し、記名押印の上、所定の時刻までに持参し、入札箱に投入すること。なお、郵便、信書便又は電送による入札は認めない。

2 代理人が入札を行う場合は、入札時に入札権限を委任された旨を記載した委任状を入札に付する事項ごとに作成し、提出すること。ただし、入札に付する事項ごとに作成する必要がないと認めるときは、本市水道局が別に指定する委任状を作成し、提出すること。

3 代理人が入札を行う場合の入札書には、入札参加者本人の住所氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名）の下に「代理人の氏名」を記載し、必ず委任状により届け出た印鑑を押印すること。

4 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（指名競争入札における辞退）

第4条 指名を受けた者は、入札書を入札箱に投入するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、次に掲げるところにより届け出なければならない。この場合において、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（1）入札執行前には、辞退届を水道経理課に直接持参すること。

（2）入札執行中には、入札を辞退する旨を入札担当職員に告げ、辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入せずに入札担当職員に直接提出すること。

3 前項の規定によらずに入札を棄権した者は、棄権した理由等を記載した始末書を作成し、水道経理課に提出しなければならない。

（公正な入札の確保）

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に抵触する次の行為を行ってはならない。

（1）入札参加者が互いに連絡を取り合い、自主的に判断して入札価格や入札意思を決定すべきところを共同して決定し、有効な競争が行われぬような状態をもたらすこと。

（2）他の入札参加者が行う入札の行為を妨害すること。

2 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第6条 指名競争入札において入札参加者が1人の場合には、入札を取りやめる。

2 天災等の不可効力により、入札を公正に執行することができないと認められる場合には、入札を延期し、又は取りやめることがある。

3 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を提出しない代理人がした入札

(3) 記名押印を欠いた入札書による入札

(4) 金額を訂正した入札書による入札

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(6) 明らかに不正な行為によってされたと認められる入札

(7) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(8) その他入札に関する条件に反する入札

(錯誤による入札)

第8条 錯誤を理由とする入札の無効の申出は認めない。ただし、入札金額の桁を取り違えて記載した表示上の錯誤である場合は、この限りでない。

(入札の失格)

第9条 最低制限価格を設けたときは、当該価格を下回った入札を行った者は、失格とする。

(落札者の決定)

第10条 入札をした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 あらかじめ最低制限価格を設けていない場合においてもその価格の妥当性を確認するための調査及び審査(以下「調査等」という。)を行うことがある。この場合における落札者の決定については、前項ただし書きに示す方法と同様である。

3 不用品の売払いその他本市水道局の収入の原因となる契約については、前2項の規定にかかわらず、入札をした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(調査等)

第11条 前条第2項の調査等を行おうとする場合、落札者の決定を保留の上、入札を終了し、当該入札をした者に対して調査等を行う。

2 調査等において入札をした者は、本市水道局の行う調査等に協力しなければならない。

3 調査等の結果によっては、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とはならないことがある。

(再度の入札)

第12条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに当該入札への参加者をもって再度の入札を実施する。この場合において、再度の入札は2回以内とする。

2 第7条第1号、第2号又は第6号から第8号までに該当する入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(落札となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第13条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約の保証)

第14条 落札者は、契約締結時に次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約の保証を付す必要がないとした場合は、この限りでない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 銀行や本市水道局が確実と認める金融機関による保証

(3) 和歌山市公営企業契約規程第5条第1号に規定する履行保証保険契約の締結

(4) 和歌山市公営企業契約規程第5条第2号に規定する履行保証契約の締結

(5) 無記名式利付国債又は地方債の担保

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額、保険金額又は額面金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

(契約書等の提出)

第15条 落札者は、本市水道局指定の契約書の案に記名押印し、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内にこれを提出しなければならない。ただし、書面により契約担当課の承諾を得てこの期間を延長することができる。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失うものとする。

3 前項の場合において、落札者の責めに帰すべき事由によるときは、落札者は落札金額の100分の5に相当する額の違約金を本市水道局に支払わなければならない。

4 契約を締結するまでの間に、落札者が「和歌山市水道局が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがある。この場合、本市水道局は一切の損害賠償の責を負わない。

(異議の申立)

第16条 入札をした者は、入札後、この入札条件、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

2 第10条第2項の調査等を行った場合、調査等の内容及びその結果について、この入札条件、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。